

学校法人ノートルダム清心学園行動計画(女性活躍推進法)

2016年4月1日

学校法人ノートルダム清心学園に勤務する女性教職員が個性と能力を十分に発揮することができ、働きやすい環境を整えることによっていきいきと働けるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日の4年間
2. 目 標
 - ①有給休暇、子の看護休暇、介護休暇、慶祝休暇等の取得促進を推進し、女性の継続勤務年数を増やす。
 - ②有給休暇取得率を年間有給休暇付与日数(繰越分を除く)の22.7%(現状)から35%以上にする。
 - ③女性管理職の登用を少なくとも現状(30%)を維持するよう努める。

3. 取組内容と実施時期

平成28年度～

- ・一人当たりの有給休暇取得日数の目標を年間7日以上とするよう教職員へ周知し、目標数値に向け、各学校園、各部署において、課題を把握し検討する。
- ・子の看護休暇、介護休暇、慶祝休暇等についても教職員に周知徹底する。
- ・管理職候補者の業務経験や業務適性などを検討し、積極的に女性管理職登用を進める。

平成29年度～

- ・所属長は教職員個々の有給休暇取得状況を把握し、学生・生徒等の長期休業中を活用した計画的な取得促進を図る。
- ・有給休暇、子の看護休暇、介護休暇、慶祝休暇等を取りやすいよう職務サポート体制の検討をする。

女性の活躍に関する情報公開 (2018/4/1)

①継続勤務年数

女性の継続勤務年数を増やす。

	29年度
男性	12.0年
女性	14.7年

②有給休暇取得率

有給休暇取得率を35%以上にする。

	29年度
正社員	30.1%
契約社員	35.3%

③管理職に占める女性労働者の割合

女性管理職の登用の現状維持(30%)

29年度
35.7%